

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	料金収納課
委 託 業 務 名	スマートフォン検針に伴うサーマルプリンタ等保守業務
委 託 業 務 場 所	大津市御陵町3番1号 千葉市美浜区中瀬2-6-1ワールドビジネスガーデン17階
概 要	スマートフォンを用いた検針業務・精算業務・滞納整理業務において必要な帳票を印刷するサーマルプリンタ本体及び付属品について、運用終了までの期間、機器本体の不具合や付属品の不具合、落下や水没等による故障に対応して保守業務を行うもの。
契 約 期 間	令和6年4月1日 から 令和7年3月31日まで
契 約 年 月 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	694,056 円
契 約 の 相 手 方	〔所在地〕 箕面市船場東三丁目4番17号 箕面千里ビル 〔名 称〕 ヴェオリア・ジェネッツ(株) 関西支店
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	スマートフォン検針に用いるサーマルプリンタ等の物品については、ヴェオリア・ジェネッツ株式会社 関西支店から購入しており、この保守業務は購入者向けに当該業者が独自に設定したものであり、他社では対応できない。 このことから、当該業務の実施において当該業者を選定する。
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項 ② 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号及び第4号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。